

患者の権利と責務

(個人の尊厳、良質な医療を公平に受ける権利)

1. だれもが、人として尊重され、公平で最善の医療を受けることができます。

(知る権利)

2. 病状、治療内容、検査内容、これらに伴う危険性や回復の可能性、また他の治療方法の有無など医療に関する分かりやすい説明を、理解できるまで受けることができます。また、自分の診療録の開示を求めることができます。

(自己決定・選択の自由の権利)

3. 病状、治療内容、検査内容などについて十分な説明と情報提供をうけた上で、自己の自由な意思に基づいて、治療、検査その他の診療行為に対し自らの意見を表明し、自らの意志で選択すること又は拒否することができます。また、主治医以外の医師の意見を求めることができます

(プライバシーの保護)

4. 医療に関する個人のプライバシーは十分に配慮され、診療の過程で得られた個人の秘密は保護されます。

(参加の責務)

5. 患者さんは、良質な医療を受けることができるように、ご自身の健康に関する情報を医師を始めとする病院職員に対して、正確に情報提供するとともに、病院職員と力を合わせて自身の医療に積極的に参加する責務があります。

(医師を始めとする病院職員に協力する責務)

6. 患者さんは、医師を始めとする病院職員の指示に従い、当院で定められた諸規則を遵守するとともに、他の患者さんの権利に配慮する責務があります。

(支払いの責務)

7. 医療費の自己負担分は、必ずお支払いください。

(医療人の育成への協力)

8. 当院は、初期臨床研修を始めとする多くの教育実習を行っております。未来の医療人を育成するため、ご理解とご協力をお願いします。

(急性期治療への協力)

9.当院は、地域の基幹病院として多くの重症な患者さんを治療していく使命を負っています。このため、病状が安定された等の場合に、他の医療機関へご紹介することとしていますので、ご理解をお願いします。